# 吉田中学校 部活動運営規定

平成15年7月施行 平成19年4月改訂 平成22年4月改訂

#### 1. 部活動の性格

- (1) 保護者の承認を得た希望生徒が参加し、指導顧問のもと、共通の趣味や関心をもつ生徒をもって組織する。
- (2) 学年や学級をはなれて共通の興味や関心を追求する活動である。
- (3) 活動内容は、文化的活動、体育的活動である。
- (4) 活動内容は、教育課程以外ではあるが、教育活動の一環とする。

# 2. 部活動の目標

- (1) 自らの興味、関心に基づく活動の中で個性を伸ばすとともに体力の向上を図り、生活を豊かにしていく態度を身に付ける。
- (2) 集団的な活動の中で、自己の役割・責任を自覚し、共に計画し活動することを通して、自主性・協調性・責任感・成就感を身に付ける。
- (3) 活動を通して、教職員と生徒、学年を越えた生徒同士のふれあいを深める。

# 3. 部活動のねらい

- (1) 共通の興味や関心の追求を通して、楽しく豊かな共同生活を営む態度を養う。
- (2) 互いに理解し、好ましい人間関係を育てる。
- (3) 創意工夫して積極的に活動する態度を養う。
- (4) 自分のもっている能力をいっそう伸ばす。
- (5) 余暇を善用する習慣を身に付け、生活を豊かにする意欲を培う。
- (6) 常に健康安全に努める態度を養うとともに心身を鍛える。

#### 4. 組織

- (1) 部活動の運営にあたり次の組織を置く。 部活動顧問会:学校長および全顧問(全教論)をもって構成する。
- (2) 部活動顧問会は、部の活動に関する具体的な問題や、規定の改正などの問題について話し合う。
- (3) 部活動外部指導者については、学校長が適当と認め、部活動顧問会で承認する。

#### 5. 設置に関すること

- (1) 部は、指導できる顧問の意思表示があり、活動を希望する生徒が2名以上いる場合(団体競技に関しては大会参加可能な人数とする)、その顧問の申し出により、学校長が適当と認め、部活動顧問会で審議し設置する。ただし、年度途中の場合、その年度内においては同好会として活動をする。同好会は、学校長の承認を得て対外行事、試合、コンクールなどに参加をすること。また運営費においては部に準ずる。
- (2) 部の構成にあたっては、学年、学級の区別をしない。
- (3) 顧問がなんらかの理由でいなくなった場合、その部を存続するか廃部にするかは、学校長の了解のもと、部活動顧問会で審議し決定する。
- (4) 上記のケース以外は、部活動顧問会で審議し決定する。

#### 6. 入・退部に関すること

- (1) 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出たものを、学級担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- (2) 部の在籍期間は3年とする。
- (3) 顧問は指導困難と思われる生徒に関しては、本人・保護者と話し合いの後に所定の手続きを取って退部させることができる。

#### 7. 活動日・時間に関すること

- (1) 活動日は原則として平日とする。ただし、日曜日・祭日・長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、学校長の承認を得て活動することができる。
- (2) 活動時間

夏期 (3月1日~10月31日) は終了17:45、下校18:00 冬期 (11月1日~2月29日) は終了17:15、下校17:30 ただし、特別に延長する場合は、学校長に申し出て許可をとる。なお、その旨保護者 に通知する。

(3) 朝練習に関しては、7時30分から8時15分までとする。

#### 8. 活動に関すること

- (1) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動などと重なる場合はそれを優先するように計画する。
- (2) 定期試験などのテスト3日前より活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などの期間中およびその前については、学校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。
- (3) 顧問が不在の場合は、原則として活動しないものとする。ただし、代わりの指導者もしく は本校教職員がいる場合はその限りではない。
- (4) 顧問は、活動にあたって年間月間計画を作成するとともに、生徒の健康、安全の管理に充分配慮する。
- (5) 部活動中に怪我・病気等が発生した場合には、適切な処置を講ずる。

### 9. 部の運営に関すること

- (1) 部の運営に関する費用は自己負担を原則とする。
- (2) 部の運営費として部費を徴収することができる。一人月額500円以内、年間6000円 までとする。
- (3) 部費を徴収する際は、各部ごとに銀行口座を作成し、適正に管理・処理すること。
- (4) 徴収をした部費については、学校長の承認を得て、所定の手続きを踏み適切に執行する。
- (5) 会計報告を必ず年度末に保護者に行う。臨時微収の場合はその都度同様に行う。

# 10. 合宿に関すること

- (1) 顧問は、目的を明確にした上で、学校長の承認を得て、校外合宿を計画・実施することができる。なお、合宿は単発的なものではなく、継続できるものであること。
- (2) 実施にあたり、教育委員会への実施申請を必ず済ませ、保護者説明会を開催し、承諾を得ること。
- (3) 練習計画は、部の実態把握をした上で、無理のないように生徒の健康・安全管理ならびに 衛生面を留意すること。
- (4) 費用面では、保護者の負担を最大限に軽減すること。宿舎や活動場所等を公営もしくは国 営施設を利用するなどして、その対策を講じること。また、実施後は保護者に対し、すみ やかに会計報告を行うこと。
- (5) 引率は、複数の教職員(外部コーチを含む)であたること。

# 11. 部活動保護者会に関すること

- (1) 年度当初に、部活動保護者会を開催する。
- (2) 必要に応じて各部ごとに、学校長の承認を得て開催する。

### 12. その他

- (1) 部は学校代表として、学校長の認めた対外行事、試合、コンクールなどに参加することができる。
- (2) 対外行事などにかかる費用は、自己負担を原則とする。